

## 平成 27 年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計決算に係る資金不足比率を次のとおり公表します。

平成 27 年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計  
資金不足比率

比率名	平成 27 年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

< 参考 >

流動負債額 19,345 千円

流動資産額 77,930 千円

資金剰余額 58,585 千円

【資金不足比率の算出方法】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額（法適用企業）

＝（流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした  
地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

・ 事業の規模（法適用企業）

＝営業収益の額－受託工事収益の額